

令和7年1月27日

お客さま各位

西兵庫信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和3年6月に閣議決定された「成長戦略計画」に基づき、「令和8年（2026年）度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付中止

受付停止日：令和7年（2025年）2月28日（金）

令和9年4月以降を期日とする手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、代金取立の受付を終了します。

2. 約束手形・小切手帳の交付廃止および小切手の代替手段

(1) 実施日：令和7年（2025年）10月1日（水）

(2) 内容：約束手形・小切手帳の交付を廃止します。

(3) 小切手代替：①. 当座預金からの払出し手段である小切手の代替として専用の出金票（払戻請求書）を制定します。

使用開始日：令和7年4月1日（火）

※発行済みの小切手による払い戻しは引き続きご利用できます。

②. キャッシュカードの利用も可能です。

※平日、当庫本支店のみ使用可

※入金8:00～15:00

出金8:00～21:00（店舗により異なります）

3. 手形・小切手に代わる決済手段について

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代、用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

手形・小切手が持つ各種支払機能につきましては、以下のとおり代替手段がございます。お客様におかれましては、電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

代金支払等につきましては、「電子記録債権（でんさい）」、「でんさいライト」、「インターネットバンキング」、「個人インターネットバンキング」がご利用いただけます。

以上